

厚生労働省発基労 1130 第 1 号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 21 年 11 月 30 日

厚生労働大臣 長妻 昭

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改

正関係）要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 給付基礎日額の特例の改正

一年を通じて船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金の額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とすること。

二 特別加入の対象の追加

従事する者が特別加入の対象となる事業の種類として、船員法第一条に規定する船員が行う事業を加えること。

三 業務災害防止措置に関する書類の作成及び提出の免除

船員法第一条に規定する船員が行う事業に従事する者の団体については、特別加入の申請に当たり、業務災害防止措置に関する書類の作成及び提出を免除すること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

第一の二の船員法第一条に規定する船員が行う事業に係る第二種特別加入保険料率を、一、〇〇〇分の五十とすること。

第三 施行期日

この省令は、平成二十二年一月一日から施行すること。